

マンションバリアフリーアドバイザー派遣制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市内に存するマンションの管理組合が、当該マンションのバリアフリー改修に向けて新たにエレベーターの設置を検討するにあたり、神戸市すまいの安心支援センター（以下、「センター」という。）がこれに必要となる情報の提供、調査・検討等を支援するために専門家（以下、「バリアフリーアドバイザー」という。）を派遣することにより、既存住宅ストックの高齢者対応等の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) マンション

マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下、「マンション管理適正化法」という。）第2条に規定される建物、敷地・土地並びに附属施設をいう。

(2) 管理組合

「マンション管理適正化法」第2条に規定される管理組合をいう。

(3) 理事会等

建物の区分所有者等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下、「区分所有法」という。）第30条に規定される管理規約に基づいて、区分所有者の集会で決議された事項や管理規約に基づいて業務を執行する、管理組合の機関をいう。

(制度の内容)

第3条 理事長は、第6条に規定する申込みを受けた場合は、予算の範囲内で、当該マンションに対しバリアフリーアドバイザーを派遣することができる。

(派遣対象建築物)

第4条 バリアフリーアドバイザーを派遣する対象となる建築物は、神戸市内に存するマンションで、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 共用部分におけるエレベーターが未設置のマンション。

(2) 延べ面積の半分を超える部分が居住の用に供されているもの。

ただし、居住の用に供されている部分とその他の部分が明確に区別されているものについてはこの限りではない。

(バリアフリーアドバイザーの業務範囲)

第5条 バリアフリーアドバイザーは、マンション共用部分のエレベーターの設置について、次の各号に定める業務を行う。

(1) 既存建物の状況、敷地利用状況、地域地区、周辺土地利用状況などの現地調査

(2) エレベーターの設置位置、比較検討案などの計画案の作成

(3) 日影検討図の作成などの建築基準法等関連法規の適合検討

(4) 概算事業費、概算管理費等の算出

(5) その他、この制度の主旨又は目的に関して必要となる業務

2 バリアフリーアドバイザーは、前項に定める業務の内容を、第6条に規定するマンションバリアフリーアドバイザー派遣制度の申込者に報告する。

3 バリアフリーアドバイザーは、派遣に際して一切の営業行為を行ってはならない。

(派遣の申込み)

第6条 本要綱に基づきバリアフリーアドバイザーの派遣を受けようとする管理組合は、マンシ

ョンバリアフリーアドバイザー派遣制度実施細則（以下、「細則」という。）に定めるバリアフリーアドバイザー派遣申込書に次の各号に定める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 細則に定めるバリアフリーアドバイザー派遣に関する必要設計図書チェックリスト 1部
- (2) 細則に定めるマンションバリアフリーアドバイザー派遣制度の申込み及び実施に関する証書 1部

(3) その他理事長が必要と認める書類 1部

2 バリアフリーアドバイザー派遣の申込みを行う管理組合（以下、「申込者」という。）は、理事会等の決定を経るものとする。

3 申込者は、調査・検討に必要となる①配置図 ②各階平面図 ③立面図 ④主要断面図をバリアフリーアドバイザーに貸与するものとする。

（派遣の決定）

第7条 理事長は、前条に規定する申込書を受理した時は、当該申込みの内容を審査し、バリアフリーアドバイザーの派遣を決定した時は、細則に定めるバリアフリーアドバイザー派遣決定通知書をもって当該申込者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定に基づきバリアフリーアドバイザーの派遣を決定する場合において、必要があると認める時は当該バリアフリーアドバイザーの派遣について条件を付することができる。

3 理事長は、第1項に規定する審査の結果、バリアフリーアドバイザーを派遣しないことを決定した時は、その理由をつけて、細則に定めるバリアフリーアドバイザー不派遣決定通知書により当該申込者に通知するものとする。

4 理事長は、第1項の規定によるバリアフリーアドバイザー派遣決定通知書の内容に変更が生じたと認める時は、当該通知書の内容を変更することができる。

（派遣に要する経費）

第8条 この制度に係る申込者の負担額は無料とする。

（派遣の着手）

第9条 理事長は、第6条に規定する申込書を受理し、第7条に規定する派遣決定通知書を発した後、速やかにバリアフリーアドバイザーを派遣しなければならない。

（派遣の取り止め）

第10条 申込者は、バリアフリーアドバイザー派遣決定通知書を受けた後、事情によりエレベーター設置に関する調査・検討を中止し、又は取りやめる時は、速やかに、細則に定めるバリアフリーアドバイザー派遣決定辞退届に次の各号に定める書類を添えて理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(1) 細則に定めるマンションバリアフリーアドバイザー派遣制度のバリアフリーアドバイザー派遣決定辞退の届出に関する証書 1部

(2) その他理事長が必要と認める書類 1部

（派遣決定の取り消し）

第11条 理事長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認める時は、バリアフリーアドバイザーの派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申込み、その他の不正の行為により申込者となったとき。

(2) その他理事長が不適合と認めるとき。

2 理事長は、前項の規定に基づき派遣の決定を取り消したときは、その理由をつけて、細則に定めるバリアフリーアドバイザー派遣決定取消通知書により当該申込者に通知するものとする。

(業務報告)

第12条 バリアフリーアドバイザーは、派遣終了後速やかに、細則に定めるバリアフリーアドバイザー派遣結果報告書をまとめ、理事長に報告しなければならない。

(施行の細則)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、理事長別に定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は平成25年1月1日から施行する。